

## よくあるご質問

Q 昨年度に電子処方箋を導入し、国の補助金(以下「ICT 補助金」という)の交付決定を受けていますが、助成金を申請できますか。

A 既に電子処方箋を導入して、ICT 補助金の交付決定を受けた(又は、ICT 補助金を申請済みの)施設であれば、道の助成金は申請可能です。  
電子処方箋の導入時期、ICT 補助金を受けた時期は、道助成金の申請前であれば構いません。

Q 申請の際に、①基本機能のみ、②追加機能のみ、③基本機能と追加機能の同時導入、どの区分を選択すればよいですか。

A ICT 補助金に申請した際に選択した区分と同じ区分で申請してください。  
なお、既に ICT 補助金交付決定通知書を受けた場合は、標題(タイトル)により確認することが可能です。

Q ①と②を別の時期に導入した場合、どういう形で申請すればよいですか。

A ①と②をそれぞれ別の時期に導入し、ICT 補助金の交付決定も別に受けている場合には、道の助成金についても①と②それぞれ別に行ってください。申請書はコピーしてご使用ください。  
なお、ICT 補助金の交付決定を③として受けている場合は、道の助成金も③により申請してください。

Q 1つの法人(会社)で、複数の医療機関、薬局を開業しています。一括して申請できますか。

A 本申請手続きは、施設・店舗毎に申請してください。

Q 道の助成金の申請期限である令和7年2月28日に間に合わせるためには、ICT 補助金は、いつまでに申請すればよいですか。

A ICT 補助金手続きに約2ヶ月程度を要するため、遅くとも令和7年1月上旬までに ICT 補助金交付申請を行う必要があります。

Q 道の助成金の交付条件として、「道が別に指定する電子処方箋に関する取組に協力すること」と示されていますが、具体的にどのような取組ですか。

A 電子処方箋に関する取組については、令和7年1月以降に道のホームページに記載する、「電子処方箋の活用・普及促進に係る取組」(ポスターの掲示やアンケート調査への協力など)を予定しています。

Q ICT 補助金と道の助成金を一緒に申請することはできますか。

A 一緒に申請することはできません。道助成金は、ICT 補助金の申請を行った後に申請することになりますので、先にICT補助金の申請を行ってください。

< ICT 補助金の申請先 >

社会保険診療報酬支払基金のホームページをご覧ください。

[https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb\\_article\\_view&sysparm\\_article=KB0010040](https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010040)

Q なぜ、ICT 補助金の交付決定を受けていないと対象にならないのですか。

A 今回の助成金は、国の「医療提供体制推進事業費補助金（電子処方箋の活用・普及の促進事業）」を活用したものであり、当該補助金の交付要綱において、この助成金の交付対象が、「電子処方箋管理サービスの導入費用について支払基金から補助金の交付決定を受けた施設に限る」とされているため、道としても ICT 補助金の交付決定を受けた施設を対象としています。

Q 電子処方箋導入にかかるランニングコストも対象となりますか。

A 導入後のランニングコスト（メンテナンス費用を含む）は、助成対象外となります。

Q 施設の病床数や区分はいつの時点のもので申請すべきでしょうか。

A 申請書を提出する時点の病床数、施設の区分（例：病院から診療所に転換）により申請してください。

なお、病院の合併など、助成対象の有無が不明の場合は、お問い合わせください。

Q 国（支払基金）に、ICT 補助金の申請を行いました。まだ、交付決定通知書を受け取っていません。道の申請時に、ICT 補助金の交付決定通知書がなくてもいいでしょうか。

A 電子処方箋を導入済みで、ICT 補助金の交付申請を行っている場合は、道助成金を申請することは可能です。

なお、令和7年3月10日（月）までに ICT 補助金の交付決定通知書を受け、交付決定通知書の写しを道に提出する必要があります。